

令和7年度 町勢要覧作成業務 仕様書

三郷町が事業者へ委託する町勢要覧作成業務の仕様は、次のとおりとする。

1. 業務名

令和7年度 町勢要覧作成業務

2. 目的

本業務は、三郷町が有する自然、歴史、文化等やこれまでの歩み及び現況をビジュアル的にわかりやすく紹介し、町内外に本町の魅力を広く発信することを目的に「三郷町制60周年記念 町勢要覧」を作成する。

3. コンセプト

町勢要覧は、視察や近隣自治体、移住定住や観光PRおよび町主催イベントなどに活用する予定。そのため、四季折々の写真を中心とした効果的なデザインと簡潔な文章とし、ビジュアル的に分かりやすく、一見して本町の魅力が伝わるものとする。

三郷町は、都会と田舎のどちらでもない、両方のいい所どりができているまちであり、信貴山や一級河川大和川に囲まれた自然が豊かな土地である。また、人が温かく、子育てもしやすい町であり、現在、町のあらゆる面を健やかにするという『すこやか未来都市さんごう』の実現をスローガンとして町行政を進め、三郷町を未来へつないでいきたいと考えている。

町勢要覧作成にあたっては、当町の既存の刊行物のコンセプトやデザインに捉われず、町勢要覧を見た人が本町の魅力に気づき、愛着を持ち、ふと出かけてみたくなる、住んでみたくなる・住み続けたいくなる行動に繋がるものとなるようにする。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

5. 業務内容等

- (1) 町勢要覧作成に関する企画、立案、取材、文章作成、レイアウト、写真撮影、編集、校正、印刷、製本、納入まで。ただし、町が持つデータで必要な資料等は提供する。
- (2) 作成に必要な写真撮影（航空写真を含む）、デザイン、イラスト等の作成。
- (3) 作成した要覧については、印刷物とは別にホームページ掲載用データの制作及びPDF形式等でのデータを記録した媒体の納入を含む。
- (4) 掲載したすべての写真、イラスト、デザイン等に係るデータもデジタルデータによ

り納入する。

- (5) その他、町勢要覧作成にあたり必要となるすべての事項。必要な業務が生じた場合は、町と協議のうえ適切に実施すること。

6. 成果品

(1) 納品物

[町勢要覧]

3,000部

[CD-ROM]

印刷入稿データ、要覧 PDF 等の電子データ(文字の流用が可能な形式で、増版時に使用できる原稿データ)を収納

掲載したすべての写真、イラスト、デザイン等に係るデータを収納

(2) 納期

令和8年3月24日まで

(3) 納品先

三郷町役場 総務部企画財政課

7. 成果品の規格

[町勢要覧]

ア 規格 A4 版両面

イ ページ数 24 ページ程度 (表紙含む)

ウ 色数 4色刷りフルカラー印刷
(環境に優しいインク等を使用し、マークを表示すること)

エ 紙質 要覧として相応しい紙質とする
(マットコート紙 110kg 等)

オ 製本 中綴じ製本

カ 校正 文字校正 3 回以上、色校正 2 回以上を基本とし、町が校了と判断するまでとする。

※ページ数等の仕様の一部については、契約後の詳細協議により決定する。

8. 製作方法

企画、立案、取材、文章作成、レイアウト、写真撮影、編集などは町と協議の上、受託者が行う。

9. 成果品の権利関係

本業務の実施に伴う成果品の所有権及び著作権は、すべて三郷町に帰属するものと

する。また、成果品に係る著作権は、納品時、三郷町に無償で譲渡されるものとする。この場合において、受託者は、当該成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

10. 留意事項

- (1) 企画提案書、デザイン案等の当該プレゼンテーションにかかるすべての費用については参加業者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 採用となった企画案に関しても、その後の協議により内容を変更する場合がある。
- (3) 受託者は、業務着手に先立ち、町担当者と協議し、調整のうえ、業務工程表を提出すること。
- (4) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (6) 作成に関して、許認可の必要が生じたときは原則として受託者が処理するものとする。(作成時に必要な撮影等に係る許可申請についても受託者が行うこと)
- (7) 画像データの形式及び納品形態等については町担当者と協議し、決定すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。